



平成 22 年 6 月 15 日

各 位

会 社 名 エスエス製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 塩 野 紀 子
(コード番号 4537 東証第一部)
問合せ先 財務経理部長 伊 東 良 宏
(TEL. 03-3668-4511)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 20 日付当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成 22 年 5 月 20 日付当社プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記「I. ②」において定義いたします。）の全部の取得に係る各議案について、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成 22 年 7 月 15 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 22 年 7 月 16 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできません。

記

I. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 22 年 5 月 20 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の方法による当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の全部の取得（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）について必要なお承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、普通株式に優先して残余財産の分配を受ける株式である A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとするにより、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）に変更いたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 710 万分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式を 710 万分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、パーリンガーインゲ

ルハイム・ジャパン・インベストメント合同会社（以下「BIJI」といいます。）以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

II. 当社定款の一部変更（本完全子会社化手続のうち①及び②）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更（以下「定款一部変更の件A」といいます。）は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本完全子会社化手続のうち②の定款変更（以下「定款一部変更の件B」といいます。）は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、平成22年5月20日付当社プレスリリースの「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件A）」に記載のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、平成22年5月20日付当社プレスリリースの「I. 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件B）」に記載のとおりです。

2. 定款変更の効力の発生

定款一部変更の件Aに係る定款変更は、本臨時株主総会の第1号議案の承認可決をもって既に効力が発生しております。また、定款一部変更の件Bに係る定款変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成22年7月22日に発生いたします。

III. 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）は、その他の必要事項の決定について取締役会にご一任いただくことを含め、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、平成22年5月20日付当社プレスリリースに記載のとおり、会社法第171条第1項並びに定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bによる変更後の当社定款に基づき、取得日（下記2.において定義いたします。）において、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、定款一部変更の件Aに係る定款変更に基づき新たに発行することが可能となったA種種類株式を710万分の1株の割合をもって交付するものです。当該交付がなされるA種種類株式の数は、BIJI以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、定款一部変更の件Bに係る定款変更の効力が生じることを条件として、平成22年7月22日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、株主様から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、各株主様に対して取得対価として、定款一部変更の件Aに係る定款変更に基づき新たに発行することが可能となったA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき710万分の1株の割合をもって交付いたします。

また、かかる株主様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条

第2項及び第4項に基づき裁判所の許可を得て当社がA種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に710円（BIJIが当社普通株式に対して公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

IV. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催日	平成22年6月15日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更（定款一部変更の件A）の効力発生日	平成22年6月15日（火）
整理銘柄への指定	平成22年6月15日（火）
当社普通株式の売買最終日	平成22年7月15日（木）
当社普通株式の上場廃止日	平成22年7月16日（金）
全部取得条項に係る定款一部変更（定款一部変更の件B）の効力発生日	平成22年7月22日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日	平成22年7月22日（木）

以 上